

青森県自治体代表者会議設置規約

(設置)

第1条 青森県における地方団体が結束して、地方自治に関する諸課題に対応し、機動的かつ速やかに行動していくため、青森県自治体代表者会議（以下「代表者会議」という。）を設置する。

(組織及び役員)

第2条 代表者会議は、青森県知事、青森県議会議長、青森県市長会会長、青森県市議会議長会会長、青森県町村会会長、青森県町村議会議長会会長で構成する。

2 代表者会議の議長は青森県知事とし、議長代行は青森県市長会会長とする。

3 議長は、代表者会議を代表することとし、議長が不在の場合は、議長代行がその任を負う。

(会議)

第3条 代表者会議の会議は、必要に応じ議長が招集する。

(事務局)

第4条 代表者会議の事務局は、青森県企画政策部企画調整課に置く。

(その他)

第5条 その他代表者会議の運営上必要な事項は、構成員の協議により決定する。

附 則

この規約は、平成16年11月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。